

日本リハビリテーション教育学会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この学会は、日本リハビリテーション教育学会と称する。また、英文名を、Japanese Society of Educational Research for Rehabilitationといい、略称をJSERRとする。

(位置づけ)

第2条 この学会は、特定非営利法人リハビリテーション学術センター内に置き、支部とする。

(目 的)

第3条 この学会は、リハビリテーション医療にかかわる理学療法、作業療法、言語聴覚等の教員養成および教育学に関する学理及びその応用についての研究発表、知識の交換、内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、リハビリテーションの進歩普及を図り、もって、わが国の学術の発展に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この学会は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) リハビリテーション学術教育活動
- (2) リハビリテーション普及活動
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業

(事業の種類)

第5条 この学会は、第3条の目的を達成するため、活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 学術活動に関する事業
- (2) リハビリテーション教育の公益事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この学会の会員は、次の3種とし、正会員を社員とする。

正 会 員 この学会の目的に賛同して入会し、学会の運営及び活動を推進する個人及び団体

一般会員 この学会の目的に賛同して入会し、学会の活動に参画できる個人及び団体

賛助会員 この学会の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 既に納入した会費は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この学会に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上20名以内

(2) 評議員 10名以上

(3) 監事1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、代表理事とする。

3 その他、相談役、顧問を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事は、理事会において選任し、監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1

人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この学会の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの学会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この学会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、学会の業務について、この学会を代表しない。

3 副理事長をおくことができる。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この学会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この学会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この学会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの学会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18 条 役員は、報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19 条 この学会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 監事の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 会費の額

(9) 解散における残余財産の帰属

(10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26 条 総会における議決事項は、第23 条第3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2 条及び次条第1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第37 条 この学会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第38 条 この学会の資産は、法人に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第39 条

この学会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40 条 この学会の会計は、法第27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41 条 この学会の会計は、法人に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42 条 この学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43 条 この学会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46 条 この学会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を

経なければならない。また、リハビリテーション学術センターに報告するものとする。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48 条 この学会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25 条第3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この学会の定款を変更（前項の規定により所轄庁に認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49 条 この学会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1 号の事由によりこの学会が解散するときは、正会員総数の4 分の3 以上の議決を経なければならない。

3 第1 項第2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50 条 この学会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11 条第3 項に規定する学会のうちから、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51 条 この学会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4 分の3 以上の議決を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52 条 この学会の公告は、この学会の掲示場に掲示する。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53 条 この学会に、この学会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この学会の成立の日から施行する。
2. この学会の設立当初の役員の任期は、第15 条第1 項の規定にかかわらず、学会成立の日から平成31年度総会開催日までとする。
3. この学会の設立当初の事業年度は、第42 条の規定にかかわらず、この学会の成立の日から平成30年3月31 日までとする。
4. この学会の設立当初の事業計画及び予算は、第43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この学会の設立当初の会費は、第8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする

正 会 員（個人・団体） 3,000 円

一般会員（個人・団体） 1,000 円

賛助会員（個人・団体） 一口 10,000 円(一口以上) __